

第六章

土地利用の基本方針

1. 土地利用の基本方針

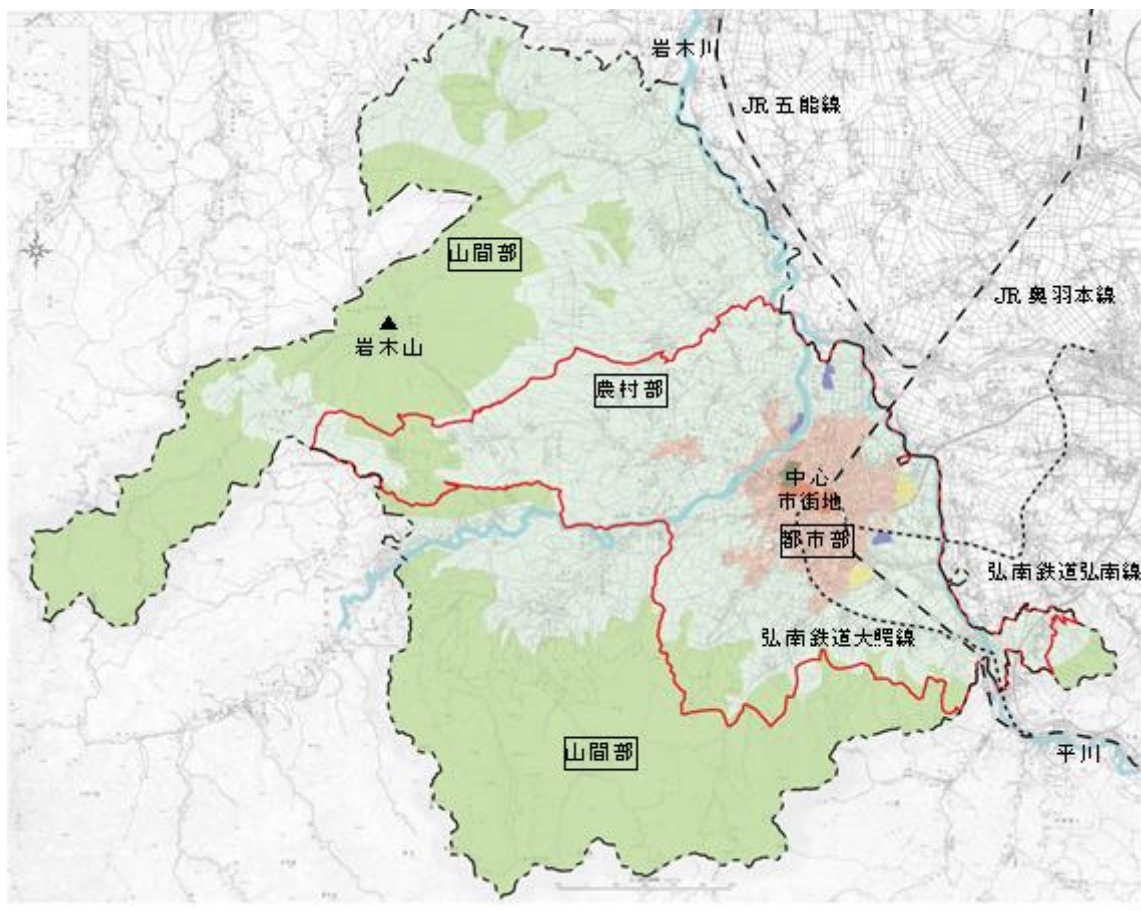
土地は、市民一人ひとりの安全・安心で快適な暮らしをしっかりと支えるとともに、水と緑の豊かな自然環境や優れた歴史文化などの“弘前らしさ”を大切に守り育み、まちに活力を産み出しているかけがえのない貴重な財産です。

弘前市の土地利用は、大きく都市部、農村部、山間部に分けることができます。このうち、都市部は、旧城下町の区域を中心に、居住、商業・業務、医療・福祉、教育・文化及び行政など、多様な都市機能が集積する広域的な交流拠点となっています。また、農村部には、りんご園及び水田を主体とする農地や集落、その周囲を覆う山間部には、広大な樹林地帯が広がっています。

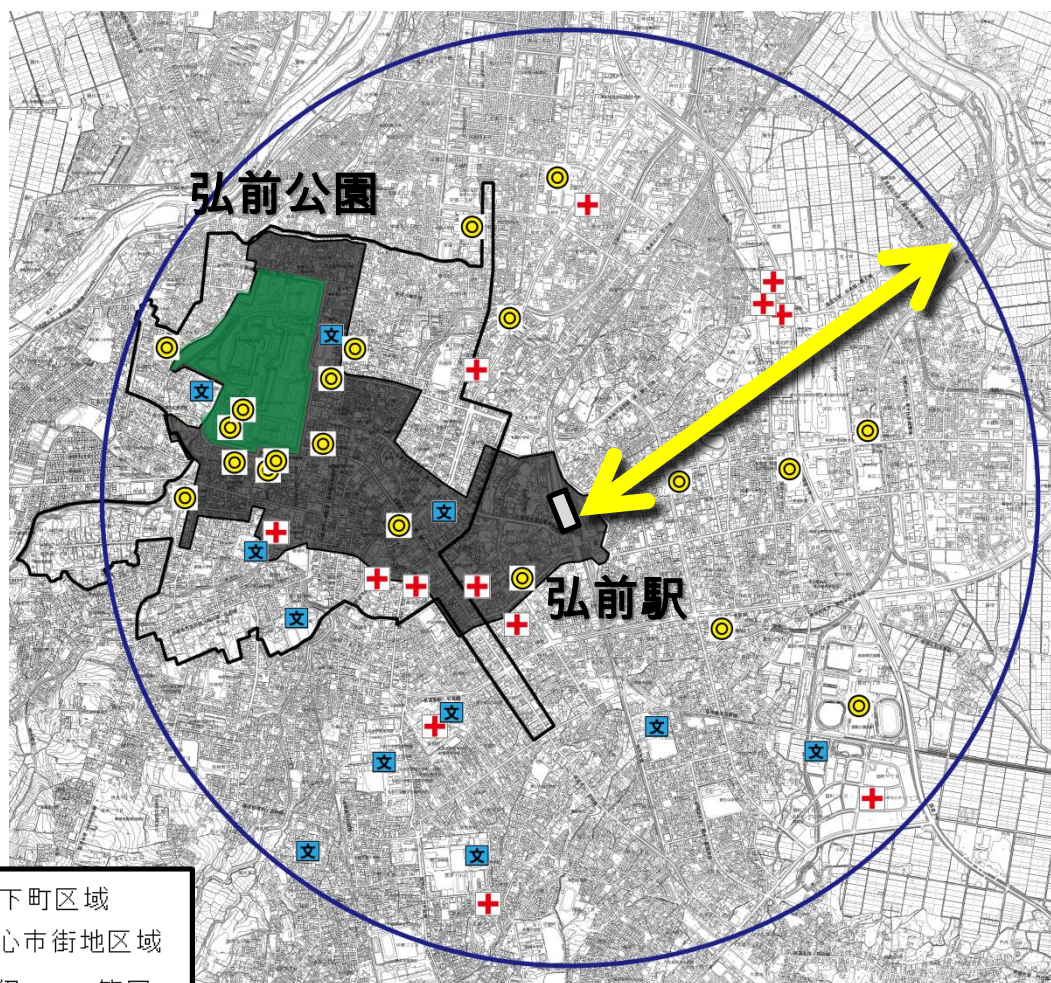
近年、我が国全体が本格的な人口減少・超高齢社会に突入しようとしている中、弘前市でも、郊外の住宅地や中心市街地の一部を除き、人口の減少・高齢化に歯止めがかからない状況が続いており、このままの状況で推移した場合、都市部では既存の都市機能の低下、農村部ではコミュニティの維持自体が困難となるような集落の発生が懸念されます。

このため、本計画では今後の土地利用の基本方針を以下のとおり掲げ、多彩な都市機能と、市民のふるさとへの誇りと愛情を育む源泉である、ゆとりと潤いにあふれた自然、歴史的・文化的環境がバランスよく調和した土地利用を計画的に進めることで、地域の持続性・自立性、豊かさの質をさらに高めながら、“弘前らしさ”を次世代へ確実に継承していきます。

なお、具体的な取り組みについては、土地利用に関する個別計画において推進します。



<弘前市の土地利用の概況>



| 凡例 | |
|----|-----------|
| | 城下町区域 |
| | 中心市街地 |
| | 半径2.5Km範囲 |
| | 公共施設 |
| | 大学、高校 |
| | 病院(20床以上) |

<弘前市の公共施設等の配置現況>

【基本方針1】既存ストックを活用したコンパクトなまちづくり

中心市街地における都市機能の既存ストックを有効活用しながら、だれもが歩いて楽しめる奥行きのある市街地の形成と郊外への低密度な市街地の拡大を抑制するため、中心市街地の交通結節点の整備、まちなかへの居住の適切な誘導、魅力ある商機能の集積、多様な世代の居場所の確保、高齢者や障がい者にもやさしい道路環境づくりなど、過度に自動車に頼らなくても快適に暮らすことができるコンパクトなまちづくりを推進します。

【基本方針2】豊かな自然環境や優れた歴史文化遺産の保全・活用

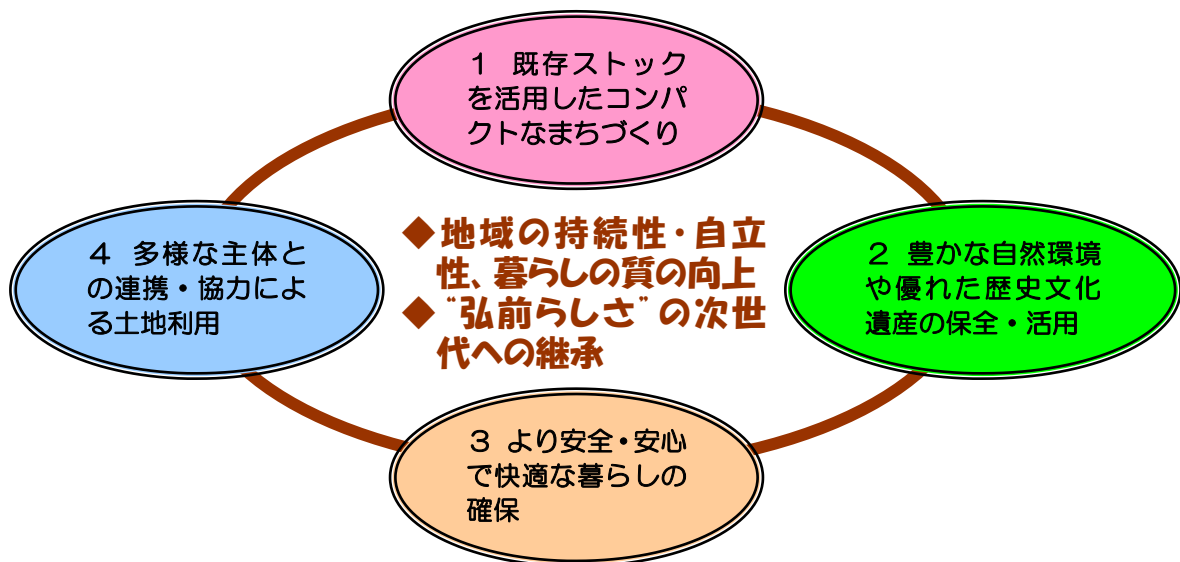
将来にわたって、“弘前らしさ”にあふれたゆとりと潤いのある暮らしをしっかりと継承していくとともに、来訪者を含めたより多くの人々が気軽に自然や歴史文化に親しみ、ふれあうことができるよう、良好な自然環境を維持する役割を担う森林や優良な農地等を適切に保全し、水と緑に包まれた豊かな自然環境や、先人たちから大切に受け継がれてきた優れた歴史文化遺産を大切に守り、活かします。

【基本方針3】より安全・安心で快適な暮らしの確保

市民の安全・安心で快適な暮らしを維持・向上させるため、各地域の実態を十二分にふまえながら、生活不便地域の改善や産業振興に寄与する道路基盤の整備をより効果的・効率的に推進します。併せて、多彩な機能を兼ね備えた広域的な交流の場として、海外からの観光客を含め、より多くの人々から住み続けたい、住んでみたい、また訪れてみたいと強く支持されるよう、居住環境の向上や国際的な観光振興に向けた土地利用の維持・増進を図ります。

【基本方針4】多様な主体との連携・協力による土地利用

市民、民間事業者、行政など、地域社会を構成する様々な主体の連携・協力のもと、将来にわたって市域全体で都市機能と自然、歴史的・文化的環境が調和した良好なまちづくりを推進するため、各種都市計画関連の制度を適切に活用しながら、地域の特性と調和した土地利用を誘導します。



<土地利用の基本方針（骨格）>